

(No.443)

ごかのお知らせ

お知らせ

国民健康保険高齢受給者証の送付のお知らせ

(町民税務課)

国民健康保険では70歳から74歳までの被保険者に「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。

現在交付されている高齢受給者証は有効期限が7月31日までとなっており、8月1日から使用する高齢受給者証は7月下旬に発送予定です。8月からは新しく送付された高齢受給者証をご使用ください。

また、医療機関にかかるときは、被保険者証と高齢受給者証を一緒に提出してください。

※8月以降になりましたら、有効期限切れの高齢受給者証は処分してください。

国民健康保険高齢受給者証とは
○対象者 70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方

※受給者証は70歳の誕生月の翌月1日（1日生まれの方は誕生月）から有効です。該当者には郵送で高齢受給者証を送付します。（75歳未満で後期高齢者医療被保険者の方は対象から除きます。）

○負担額

外来時の医療費の負担割合は、次のとおりです。

- ・2割（平成25年3月31日まで1割）：各種控除後の課税所得額が145万円未満
- ・3割：各種控除後の課税所得額が145万円以上（一定以上所得者）

※負担割合は毎年判定します。

※3割負担となった人のうち、同じ世帯の70歳以上で、国保加入者の前年中の収入金額が一定未満のときは、申請により2割負担（平成25年3月31日まで1割）となります。（該当する方には通知します。）

負担額、負担割合の変更は、基準に該当しても申請がなければ変わりません。

※所得または収入額に変更がある

ったときは、負担割合が変わることがあります。

※受給者証は1年ごとに毎年8月1日の更新になります。

○お問い合わせ

町民G（内線2333）

住民票の様式等変更について

(町民税務課)

7月9日から、住民基本台帳法改正により住民票の様式が変わります。それに伴い、次のとおり記載人数が変更となります。

○変更点

・世帯全員の写し（謄本）

変更前 1枚5人まで 300円
変更後 1枚4人まで 300円

○お問い合わせ

町民G（内線2322）

後期高齢者医療被保険者証の送付及び保険料のお知らせ

(町民税務課)

現在交付されている後期高齢者医療被保険者証は有効期限が7月31日までとなっています。

8月1日から使用する被保険者証を7月下旬に発送しますので、8月からは新しく送付される被保険者証を使用してください。8月以降になりましたら、有効期限切れの保険証は処分してください。

また、後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に送付

します。

※後期高齢者医療制度は75歳以上の方（一定の障害をお持ちの方は65歳以上）が加入する制度です。

○お問い合わせ

税務G（内線252）

所得の申告、お忘れではありませんか？

(町民税務課)

前年中に給与、賃金等の支払いを受けた方や営業、農業等による事業収入がある方で、町民税の納税通知書が6月に到着しなかった方（給与天引きによる町民税の納税者及び非課税者は除く）は、所得の確定申告が必要となる場合があります。町民税の納税通知書が届かず、疑問に思われましたら、必ずご連絡ください。

国民には所得の申告をする義務があります。故意に申告を逃れることは許されません。

○お問い合わせ
税務G（内線254）

